

# 老朽空家等除却工事費に 20万円を補助します



適切に管理されていない空家等から、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を目的として、老朽空家等除却工事に対して、**1戸当たり20万円（限度額）**を補助します。詳しくは、市都市計画課へお問い合わせください。

## ◇申請受付

令和8年12月4日（金）まで

※申請額の合計が補助金の予算額に達した時点で終了します。

※除却工事は2月末までに完了してください。

## ◇補助対象経費

老朽空家等除却工事費（補助対象住宅等の解体、廃材の運搬及び処分に要する費用）

## ◇補助限度額

補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）又は20万円のいずれか少ない額

## ◇老朽空家等除却費補助事業（除却工事）の補助を受けるための主な条件

①市内にある空家等のうち不良住宅と判定されたもの

②所有権以外の権利が設定されていないこと（権利者が除却に同意している場合を除く）

※補助申請の前に、当該空家が補助対象に該当するか判定を受ける必要があります。

## ◇判定申請に必要な書類

- ・ 知多市老朽空家等判定申請書（第1号様式）
- ・ 案内図（住宅地図等のコピー）
- ・ 配置図（任意様式）
- ・ 空家等の写真（複数の方向から外観を撮影したもの及び損傷状況の撮影）

## ◇補助金交付申請に必要な書類

- ・ 知多市老朽空家等除却費補助金交付申請書（第3号様式）
- ・ 事業計画書（第4号様式）
- ・ 老朽空家等の登記事項証明書の写し又は所有者を確認できる書類
- ・ 除却費の見積書の写し（施工業者の記名のあるもの）
- ・ 市税、都市計画税及び国民健康保険税の納税証明書又は納税状況確認同意書
- ・ 同意書（申請者の他に権利を有するものがある場合）
- ・ 委任状（代理人が申請する場合）
- ・ その他、市長が必要と認める書類

## ◇問い合わせ先

知多市都市計画課 電話0562-36-2669（直通）

# 老朽空家等除却費補助のご案内

